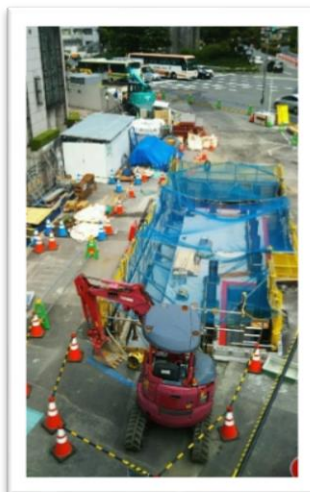


# 公共工事の検査業務支援のご案内

公益社団法人大阪技術振興協会は  
地方公共団体様に対して公共工事  
の検査業務をお手伝いしています



協会は内閣府認定の公益社団法人  
であり科学技術の最高の国家資格  
である技術士の集団です



公益社団法人 **大阪技術振興協会**

## 1. 公益社団法人 大阪技術振興協会とは

(公社)大阪技術振興協会は、1965年に設立され、50余年にわたり全国の地方公共団体様に対して科学技術に関する様々なコンサルティング(技術支援)事業を行っている内閣府認定の公益社団法人です。

現在、公益事業として北海道から沖縄県に至るまでの各地方公共団体様から、工事監査に伴う工事技術調査や工事検査の委託を受けている他、発注者支援業務、水道事業者への支援業務、環境保全施設の技術支援、技術鑑定業務および地方公共団体技術職員への研修業務などを受託しております。

## 2. 検査の必要性

検査は、住民に対する責務です。地方公共団体では法により二つの検査が必要です。公共工事を実施した場合、**地方自治法第234条の2第1項に基づく「検査」**を、そして、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**(以下、**品確法**と呼ぶ)の**第7条第1項に基づく「技術検査」**もしなくてはなりません。

品確法では、必要に応じて専門的な知識又は技術を有するものによる確認とその結果の活用を図ることが推奨されています。(法律は裏面参照)

## 3. (公社)大阪技術振興協会が行う検査

### 1) 技術士資格を有する専門性の高い技術士が行います。

- ・担当する180余名の技術士は、科学技術の最高の国家資格である技術士資格を有しており、その一人一人がプロフェッショナルとして専門の技術分野の業務を高い倫理観を持って活動しています。
- ・担当技術士は、検査について法が求めるところを理解し、制度や技術に関しても幅広く深い知見を有しています。また、その力量を維持するため、検査要領を定めると共に、定期的な研修など技術者の継続的な研鑽を実施しています。

### 2) 地方公共団体の検査要領や基準に従って検査をします。

- ・地方公共団体様が検査要領や検査技術基準を定めておられる場合は、それらを踏まえた検査を行います。

用意されていない場合は、国土交通省等の検査要領や基準を準用して検査をします。

### 3) 地方公共団体の技術者育成にも貢献します。

- ・(公社)大阪技術振興協会が行う工事等の検査では、現場における技術者様とのコミュニケーションを図りながら対象地方公共団体様における技術職員様のOJT的・実務的研修にもなるよう留意して検査を実施しています。
- また、ご要請に応じて、具体的な事例などを含む技術者研修も実施しております。

## 4. 検査対象工事の種別

工事検査は、専門的な知識を必要とされますが、当協会は請負契約の履行状況を第三者的な立場で検査項目に従って技術調査を実施します。

地方公共団体様からの要請を受けて、土木・建築・上下水道・電気・機械・環境施設等の工事について工事検査基準に基づき中間検査・完成検査に伴う技術調査を行います。

## ○土木・建築・上下水道・電気・機械・環境施設等の工事検査を行う工事種別

土木工事	道路・鉄道・港湾・河川・土工・トンネル・ダム・土地改良・法面災害復旧・橋梁維持修繕等の工事
建築工事	本庁舎・市民病院・公民館・保育所・小中学校・屋内体育館・避難防災施設・音響関連施設等の新設，改修，耐震補強等の工事
上下水道工事	上下水道管渠（開削，推進・シールド工事）・浄水場・処理場等の新設，改修，耐震補強等の工事
電気設備工事	建築物電気設備・発電充電設備・防災無線システム等の工事
機械設備工事	建築物機械設備・空調設備・給排水衛生設備等の工事
環境施設工事	廃棄物処理場・焼却炉・し尿処理等の新設，改修，定期点検等の工事

・本庁舎・市民病院等の大規模建築物に対しては建設（建築）・機械・電気・衛生設備等の各専門分野技術士による総合的な工事検査技術調査を実施します。



書類検査状況



現地検査状況

## 5. 工事等の検査の方法

### 1) 検査要領・基準類及び工事内容の把握：

地方自治体様の検査要領や基準類を把握する。また，事業目的や工事の概要とともに，必要に応じて，設計，積算，工事契約の概要，契約図書等の提供を求め，工事内容を把握します。

### 2) 事前質問・確認事項準備：

提供を受けた資料をもとに，検査項目と質問事項を整理し，事前に質問書を送り，極力検査前迄に回答を得て準備を行います。

### 3) 書類検査：

検査当日は，事前質問内容の確認とともに，契約図書及び工事関係書類全般の検査を行います。

### 4) 現地調査：

現地の状況を観察し，目的物に関しては，出来形や品質の他，出来栄えについても検査を行います。

### 5) 報告書作成：

検査終了後，報告書としてまとめて，発注者の求めに応じて成績評定を行います。

## 6. 工事等の検査を求める法律

### ○地方自治法第234条の2第1項（契約の履行の確保）

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の**適正な履行を確保**するため又は**その受ける給付の完了の確認**（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため、**必要な監督又は検査をしなければならない。**

### ○公共工事の品質確保の促進に関する法律の第7条第1項（発注者の責務）

発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、**工事等の監督及び検査並びに工事中及び工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況**（以下「**施工状況等**」という。）の**確認及び評価**その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

※前者の「検査」は地方自治法の「検査」を指し、後者の施工状況等の確認及び評価のための検査を「技術検査」と呼んでいます。

## 7. 検査を外部専門的知識を有する者に委託する法律

### ○公共工事の品質確保の促進に関する法律の第7条第1項第8号

公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、情報通信技術の活用を図るとともに、**必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。**

### ○地方自治法第167条の15第4項（監督又は検査の方法）

普通地方公共団体の長は、地方自治法第234条の2第1項に規定する契約について、**特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により**当該普通地方公共団体の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、当該普通地方公共団体の**職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。**

### ○労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

労働基準法第十四条第一項第一号に規定する**専門的知識等であって高度のもの**は、次の各号のいずれかに該当する者が有する専門的な知識、技術又は経験とする。

一 博士の学位(外国において授与されたこれに該当する学位を含む。)を有する者

二 次に掲げるいずれかの資格を有する者

イ 公認会計士、ロ 医師、ハ 歯科医師、ニ 獣医師、ホ 弁護士、**ヘ 一級建築士**、ト 税理士、チ 薬剤師、リ 社会保険労務士、ヌ 不動産鑑定士、**ル 技術士**、ヲ 弁理士

### <お問い合わせ先>

**技術に関するご相談がございましたら、お気軽にお尋ねいただければ幸いです。**

公益社団法人 大阪技術振興協会

〒550-0004 大阪市西区靱本町1丁目8番4号

大阪科学技術センタービル504号室

電話 06-6444-4798 FAX 06-6444-4818

MAIL 504@otpea.or.jp URL <https://www.otpea.or.jp>